食事注文の全キャンセル及び食数等の変更期限について

〇ご利用団体が食事注文(食堂食・弁当・野外炊飯・補助食等を含む)を全キャンセルする場合のキャンセル料について、令和5年9月19日(火)より以下のとおりとします。そのため、食数等の変更期限と合わせてお知らせします。

(1)全キャンセルについて

- ・キャンセル料は入所日の4日前17:00(土・日・祝日・休館日を除く)から発生します。
- ・キャンセル料は食事代金の総額(食堂食・弁当・野外炊飯・補助食等を含む)の50%~100%とします。
- ・キャンセル料の支払いは食堂より請求書を発行し、現金または銀行振込(手数料は振込者負担)となります。

【通常時】、【台風、大雪等(天候等が予見でき、自然の家が事前に団体へ連絡を行う場合)】

	0:00	17:00		0:00	17:00			
5日前	4日前		3日前	2 日前		1 日前	入所日	
0%								
キャンセルの場合は、早め			50%			100%		
のご連絡をお願いします。								

- ※以下の場合については、キャンセル料をご負担いただかない場合もあります。
 - ・天災等不測の事態により、ご利用団体に責任のないこと(不可抗力)を理由としたキャンセル

(2)食数等の変更期限について

食数等に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

期限を過ぎた場合は、変更はできませんので、ご留意ください。期限は下記をご確認ください。

変更内容	期限及び提出物				
食堂食	変更可能な期日は、1食前まで(夕食の変更の場合は、昼食時まで)				
	入所日の昼食については、午前9時まで				
	→「食事注文票」の数量を修正したものを提出してください。				
野外炊飯材料	変更可能な期日は、入所日の3日前(土日祝日及び休館日を除く)の正午まで				
注文弁当	【例】利用日が月曜日の場合は、前の週の水曜日				
補助食	→【野外炊飯材料】「食事注文票」又は「追加食材・補助食注文票」の数量を修正したものを				
	提出してください。				
	【注文弁当】「食事注文票」の数量を修正したものを提出してください。				
	【補助食】「追加食材・補助食注文票」の数量を修正したものを提出してください。				